

令和7年度 第1回 十日町市上下水道事業審議会 議事録

日 時 令和7年7月4日(水) 14:45～16:15  
会 場 十日町市役所防災庁舎 大会議室

【出席委員】小松俊哉委員(会長) ほか11名(学識経験者5名、利用者代表7名)

【事務局】 十日町市上下水道局上下水道課 8名

【傍聴】 3名

【報道機関】 2社

1 開会

《事務局》

第1回、十日町市上下水道事業審議会を開催させていただきます。最初に、本日の審議会は委員12名全員の方が出席です。審議会規程によりまして、本会議が成立することをご報告いたします。それでは次第に沿って進めます。開会にあたり、管理者の関口市長がご挨拶申し上げます。

2 管理者あいさつ

《市長》

皆様、本日は大変お忙しい中、令和7年度の第1回となりました、十日町市上下水道事業審議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。前回の審議会におきましては、会長と副会長の選任並びに、各事業の現状などをご報告させていただいたわけですが、小松会長、そして庭野副会長におかれましては、大役をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございました。改めて感謝申し上げます。

今年度の審議会におきましては、十日町市の喫緊の検討課題でございます、下水道使用料のあり方について、本格的に審議をお願いすることとなるわけでございます。

委員の皆さまにおかれましては、それぞれのお立場から忌憚の無いご意見を頂戴できればと思います。よろしく願いいたします。さて、5月に臨時議会を開催いたしまして、水道施設の監視システムのクラウド化でありますとか、また、簡易水道施設の統合に向けた予算を含む、いわゆる肉付け予算をご承認いただきました。いずれも将来を見据えた業務の効率化、また経営の健全化に資する事業と考えております。また、令和3年度にご審議いただきました水道料金改定の効果もしっかりと表れております。順調に給水収益が増加しておりまして、赤字の抑制が進んだことから、本年度の予算からは、いわゆる一般会計からの赤字補填を完全に解消できる見込みと

なっております、地方公営企業の本旨であります、独立採算と言える状況になりました。これもひとえに審議会の皆さまの詳細かつ継続的な審議の賜物でありまして、改めて御礼を申し上げます。一方で、下水道事業の経営状況でありますけれども、これは水道事業以上に厳しいものとなっているのが現実でございます。この後、下水道使用料の在り方につきまして、正式に諮問をさせていただき段取りになっております。そして、その趣旨また詳細につきましては、この会議の中で担当より詳しく説明があるものでございます。ご不明の点は遠慮なくご発言をいただきたいと思っております。

むすびとなりますが、将来にわたりまして、持続的に安定した下水道事業が可能となりますように、今後の審議会において皆さまから積極的なご意見を賜りますことをお願い申し上げます。私からの開会のご挨拶とさせていただきます。皆さまよろしく願いいたします。

### 3 新委員紹介・異動職員紹介

(事務局より新委員及び異動職員の紹介)

### 4 諮問

《事務局》

続きまして、次第4の諮問に移ります。市長と会長は指定の場所にご移動をお願いいたします。それではこれより、市長から諮問書を手交します。

《市長》

下水道使用料の改定について、諮問でございます。十日町市上下水道事業審議会規程第2条の規程に基づき、下記について貴審議会の意見を伺います。諮問事項「令和8年度から4年間、令和8年6月から令和12年5月の間の下水道使用料の改定について」でございます。よろしくお願いいたします。

《会長》

承りました。どうぞよろしくお願いいたします。

《事務局》

ありがとうございました。市長と会長は、自席にお戻りください。今ほどの諮問の趣旨、細かいところにつきましては、後ほど事務局より補足説明をさせていただきます。なお市長ですが、公務の都合によりここで退席とさせていただきます。ご了承をよろしくお願いいたします。

それでは、これより先は、規程第6条に基づき議長となります小松会長に進行を交代いたします。それでは、小松会長よろしく願いいたします。

《会長》

長岡技術科学大学の小松と申します。微力ながら会長職を務めさせていただきます。

さて、人口減少が進んでいることや、施設が整備されてからかなりの年数が経ったことなどにより、十日町市においても市民の安全・安心な下水道の利用を継続するため、下水道事業の財政の健全化が必要不可欠になっております。

本審議会はその目的のため、下水道使用料の改定について議論していきます。委員の皆さまにおかれましては、それぞれのお立場から、ぜひとも活発なご議論をお願いできればと思います。どうぞよろしく願いいたします。

## 5 報告事項

《会長》

それでは次第に基づいて進めたいと思います。次第5（1）の水道料金改定後の経営状況について、事務局の方から報告をお願いいたします。

### （1）水道料金改定（段階的实施（R4.6、R6.6）後の経営状況について

《事務局》

資料1と資料1の別紙をご用意をお願いいたします。

今ほど下水道使用料改定の諮問ということでございましたが、それに先んじて、先日行われました水道料金改定後の状況について、ご報告を申し上げます。

料金改定に当たりましては、料金算定期間を4年とさせていただいております。今年度その終期を迎えるということでございます。ですので、来年度以降の水道料金をどうするのかというところが一つポイントとしてあるのですが、そのあたりを報告させていただくものです。資料1につきましては、水道料金改定の経緯、それから審議会で審議いただいた内容、料金改定の内容ということで記載をさせていただいております。説明の方は省略をさせていただきますが、振り返りということでお願いいたします。続いて資料1の裏面をお願いいたします。

こちらが当時の審議会でお取りまとめいただきました答申書になります。当時は水道料金改定の必要性についてという部分、それから改定率についてという部分、それからその他の意見を附帯意見ということでお取りまとめいただいております。今回、下水道使用料の諮問に対する答申

に関してもこのような形になるのかなというふうには思っておりますが、参考ということでご確認をお願いいたします。では、表面にお戻りください。

5番、今後の料金改定についてという四角囲みのところをご覧ください。これが今回、まとめということで報告したい要点になります。読み上げます。最新のシミュレーションによれば、料金改定から10年目となる令和13年度までは、上水・簡水合わせての独立採算が図られる見込みです。今後の更新工事や維持管理経費の動向を注視し、必要性を都度検証していくこととする、ということでございます。ですので、来年や再来年に慌てて料金改定をする必要は、今のところ事務局の方では必要無いというふうにご考えておるところです。具体的な説明を資料1別紙を使ってさせていただきます。

こちらが昨年度に実施させていただきました財政シミュレーションの結果でございます。上段が上水道事業、下段が簡易水道事業ということになっております。特色のある年度、項目を分かりやすく抽出したのになっております。

この中で一番ポイントとなりますのが、緑色着色の収支差額というところでして、ここがプラスだと利益が出ている、マイナスだと赤字だということになります。左端に3条4条ということで省略して書かせていただいておりますが、3条というのはいわゆる収益的収支のお財布の話、4条というのが資本的収支のお財布の話になりまして、企業会計におきましては、この3条の収支差額が一番ポイントとなる部分です。緑色着色の、上水の方で7番の行になりますが、④番の列、これが令和6年度の見込みになります。申し上げますと1億1,113万円の黒字ということになりました。料金改定の効果がありまして黒字になっているというところですが、料金改定当時の推計と比べてどうかというところが、⑥番の列になります。▲1,296万円ということで、若干下振れてはいるのですが、事務局側としては想定内の中かなと捉えております。続きまして、⑦番が令和7年度の見込みでございます。料金改定の効果が最大限生じるのが今年度ということで、黒字額もこの期間の中では最大の1億8,739万円ということになります。その後ですが、徐々に黒字額は減少していきまして、料金改定後10年目となります、令和13年度の見込み、⑩番の列になりますが、ここになりますと2,606万円の黒字ということで、黒字額の幅が縮小されていくということになります。なぜ10年後なのかというところですが、今回は、4年間の料金算定期間ということで動いておりますが、その実、10年先を見据えた改定というところもテーマの一つとしてありまして、10年後まで大丈夫なような料金改定というところが狙いの一つとしてありました。ということで、10年後の令和13年度までとしてこの表を作っております。

上水会計については10年後まで大丈夫というような見込でございます。続きまして、簡水の方にいきます。22番の行をお願いします。緑色着色の部分ですが、同じく④番の列、令和6年度の見込みは7,001万円ということでございます。

当初シミュレーションとの乖離状況、6,953万円とかなりの上振れをしております、その原因としましては17番の行、一般会計繰入金（基準内）という項目がありますが、これは一般会計からいただくお金ではあるものの、総務省の基準に基づいて正々堂々といただける繰入金ということですが、これが当初の推計よりも1億700万円ほど基準の修正等があった中で、これがかなりの収益増に結びついた要因となっております。

続きまして、⑧番の列、令和10年度をお願いします。緑色の部分ですが、令和10年度には残念ながら、赤字に転落するような形で▲157万円ということになります。10年後、⑩番の列になりますが、令和13年度の見込みは▲2,224万円ということでありまして、赤字なのに大丈夫なのかというところですが、今回の料金改定に当たりましては、簡易水道事業が福祉的な要素が強いという中で、上水会計と助け合いながら経営していく必要があるという答申の方もいただいておりますので、上水と簡水を合わせてどうかという判断をさせていただいております。そうしますと、上水が2,600万円の黒字、簡水が2,200万円の赤字ということで、10年後もかろうじて上簡を合わせての黒字経営が見込まれるという結果になっております。

収支状況はこれでいいということなんです、その実、赤字補填をもらっているようなことがあれば、料金改定の趣旨から逸れることになってしまいますので、そこはいただけない話ということになりますが、赤字補填の状況についても説明をさせていただきます。まず上水会計の方は4番の行になります。

色がついていなくて恐縮なんですけれども、令和3年度実績のところ、①番ですね、3,300万円ほど赤字補填をいただいていたものが、料金改定のおかげをもちまして、令和4年度以降は全て解消できておると、今後も解消を継続するという状況になっております。一方で簡水会計の方を見ますと、19番の行になります。令和3年度①番、1億3,600万円ほどもらっていたものを、料金改定の予定通り徐々に減らしていくことができまして、冒頭市長の挨拶でもありましたが、令和7年度、今年度からは赤字補填を解消することができ、しばらくの間は、継続してもらおう予定はないということになっております。これらのことから、先ほど私の方で言いましたまとめの部分で、現状においては、令和13年度までは上簡を合わせての独立採算が図られる見込みであり、近々の料金改定は必要ないと判断しております。しかしながら、決して余裕のある経営状況ではないことから、十日町市新水道ビジョンの終期となります令和12年度頃を目掛けまして、継続的に経営状況の精査を進め、料金改定の必要性をこまめに検証していく必要があると判断しております。以上で、資料1と資料1の別紙の説明を終わりとさせていただきます。

《会長》

はい、ご説明ありがとうございました。今ほど事務局から水道料金改定の経営状況について報告がありました。これについて何かご不明な点などございますでしょうか。事務局がマイクをお待ちしますので、挙手をお願いいたします。どなたかご確認したいことなどございませんでしょうか。それではすみません、指名する形で申し訳ないですけども、A委員様、本件に関して、ご意見と言いますか、お感じになられていることなど教えていただければ助かります。

《A委員》

先ほど説明にもあったように、水道料金は3年から4年くらいで見直すことになるのが一般的なんですが、今回の見直していただいて改定する必要がないということであり、ご説明いただいたとおりで問題ないと思います。

《会長》

はい、ありがとうございます。A委員様からも問題ないというご意見でした。

その他何かご質問やご確認したい点などございますでしょうか。それでは無いようですので、次に進みます。

(2) その他

《会長》

続いて次第5(2)その他として、事務局から何かありますでしょうか。

《事務局》

先ほど市長から会長に諮問をいただきました、諮問書の諮問内容についての補足説明を若干させていただければと思います。お手元の資料の中で、諮問書の写しがあるかと思います。そちらの裏面を見ていただくと、諮問の趣旨ということで書いてあります。読み上げさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

諮問の趣旨、下水道事業は地方公営企業として、独立採算の原則により、下水道使用料を主な財源として運営しています。この使用料につきましては、地方公営企業法において、公正妥当かつ適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な経営を確保することができるものでなければならぬと、規定されているところでございます。

当市におきましては、昭和58年の公共下水道の供用開始以降も、市内の広範に渡り整備を進め、浄化槽の設置と合わせて市民の生活環境の向上を図ってまいりました。その結果、下水道等

の普及率は95%を超え、全国と同規模自治体の平均を大きく上回っている状況でございます。一方で、本市の下水道使用料は、市町村合併による料金体系の統合後、行財政改革による人件費削減の還元のもと、平成26年度に引下げ改定を行って以降も、民間委託導入等による業務の効率化を図ることで、現在に至るまで据え置いてまいりました。しかしながら、近年の急激な人口減少や、節水志向の高まりを背景とした水需要の低迷により、今後も使用料収入の減少が見込まれております。さらに急速に整備された現有施設の多くが、一斉に更新時期を迎えるため、その更新や維持管理に莫大な費用が必要になってまいります。また、地方公営企業化した令和2年度から既に、収支差し引きの不足を補うための、いわゆる赤字補填を一般会計から繰り入れており、独立採算を目指す地方公営企業としては、赤字補填の抑制・解消が喫緊の課題であると捉えているところでございます。これら様々な状況を踏まえ、持続可能な事業運営を図るため、今後は適宜下水道使用料の見直しを行う必要があります。そこで、令和8年度以降の4年間の下水道使用料のあり方について、皆様、審議会のご意見を伺うものでございます。説明は以上です。

《会長》

はい、ありがとうございました。今ほど事務局から諮問書の補足説明がありました。これについて何かご不明な点などございますでしょうか。

《B委員》

平成26年度に引下げ改定をされたということですが、具体的にはどの程度引下げられたのかと、あと十日町市は市町村合併で、いろいろな自治体があったかと思えますけれども、それぞれの中での下水道料金の体系というのは統一されているのでしょうか。その辺り教えてください。

《事務局》

はい、質問ありがとうございます。平成26年度の改定の内容ですが、全体で申し上げますと2%ほどの引下げを狙ったものでございます。それと合わせまして、本市の下水道料金が従量料金の部分を累進性としておりまして、それが9段階だったものを6段階に、基本水量未満を除くと、8段階から5段階に従量料金の累進性の区分を縮小しまして、わかりやすいような形をとらせていただいたというのが平成26年度の改定の内容でございます。それから合併前に5市町村あったというところの話なんですけど、合併当時に、一番料金体系が安かった旧十日町市と、平均的だった旧中里村の間をとるような形で、合併当時、料金設定がされておりました、料金体系につきましては、水道料金とは異なる形で、合併時に統一されております。

《B委員》

ありがとうございます。平均で2%の引下げということによろしいでしょうか。

《事務局》

そのとおりでございます。人件費削減等の効果を市民の皆さまに還元するという名目の中で、2%引下げを狙った改定をしておるということです。

《会長》

その他いかがでしょうか。それでは特に無いようですので、議事を進めたいと思います。

## 6 審議事項

### (1) 審議会の進め方について

《会長》

続きましては、諮問事項の審議に移ります。次第6(1)審議会の進め方について、事務局から説明をお願いいたします。

《事務局》

お手元の資料に沿ってご説明いたします。今回の諮問に係る上下水道事業審議会の進め方についてでございます。1番の根拠法令についてですが、以下に書いてございます、公営企業の設置等に関する条例及び、十日町市上下水道事業審議会規程に基づいて進めさせていただきます。2番の使用料改定のプロセスについてでございますが、下のフロー図に沿ってご説明いたします。今ほど、市長から会長にあてて、諮問書が手交されたところでございます。審議会の開催のところで、令和7年7月から10月に向けてですが、本日を含めて4回程度審議会を行う予定でございます。その間、右側の破線のところを見ていただきたいのですが、事務局の方の作業といたしまして、財務分析や経営分析を行い、財政シミュレーションの実施等を行っていきつつ、審議に基づいて資料の提示等をさせていただく予定でございます。破線の先ですが、審議に応じてございますが、料金改定案の策定を行ってまいります。左側のフロー図に戻ります。令和7年の11月頃を目指してですけれども、市長への答申ということで、5回目での答申を予定しておるところでございます。

次に議会への説明ですが、適宜の経過報告を行っていきますとともに、市報などの広報を通じまして、市民や事業者様の皆さまへ審議会の開催状況をお知らせしていく予定でございます。

ここから先につきましては、改定の方になった場合のお話になりますが、令和8年の3月議会に条例改正案を上程し、可決をいただいた場合でございますが、令和8年度に市報・ホームページ等で、市民、事業者様へ料金改定の周知を行うこととなります。そして、この下でご

ざいますが、令和8年の6月に料金改定ということになります。改定後の使用料の徴収開始は、概ね9月頃からとなることを見込んでいます。

下の3番の、諮問書の補足ですが、先ほども説明がありましたが、①番の算定期間は、諮問にありましたように、令和8年度からの4年間でございます。②番の改定となった場合ですが、令和8年の6月からを予定しています。実際の請求につきましては、8月の検針分、つまり9月の請求分からの反映となります。

最後、4番の審議会での審議事項ですが、特に皆様から重きを置いて、ご審議いただきたいところをご説明したいと思うのですが、①番の経営の安定性の観点から、改定の必要性の有無、つまり改定が今回必要かどうかをご審議をお願いしたいというふうに考えています。そして、②番の料金改定率では、改定する場合、どの程度の改定が必要か、どの程度の改定が適切かどうかというところをご審議いただきたいと考えています。

③番の附帯意見につきましては、料金体系や逓増制といったところは、水道の料金改定の時にもお話がございましたが、皆様からご意見を頂戴することになるかと思いますが、この部分につきましては、附帯意見として頂戴して事務局の方で整理させていただきたいと、このように考えています。上下水道事業審議会の進め方については以上です。よろしくお願いたします。

《会長》

ご説明ありがとうございました。今ほどの事務局からの説明について、ご質問やご意見などありますでしょうか。事務局がマイクをお待ちしますので、挙手をお願いいたします。

《C委員》

財務分析、経営分析、点線で囲まれている部分なんですけれども、ほとんどの委員の皆さんも私と同じように、専門的な知識を持っておりません。この部分に関しては、できれば私どもにも理解できるような、説明と言いますか、分析の方を、できる限りお願いしたいと思えます。

《事務局》

はい、ありがとうございます。次回の時には、デロイト・トーマツ様からもご出席いただき、財政シミュレーションもご提示するような形になりますが、今ご指摘いただきましたように、丁寧に分かりやすい説明に努めさせていただきますので、よろしくお願いたします。

《会長》

他にございませんでしょうか。特に無いようですので、議事を進めさせていただきたいと思えます。

## (2) 下水道使用料算定の基本的考え方について

《会長》

次に、事務局から(2)下水道使用料算定の基本的考え方について、説明をお願いいたします。

《事務局》

資料3をお手元にご用意お願いいたします。ここでは、使用料算定の手順、いわゆるマニュアルに基づいてやっておりますけれども、その説明をさせていただきます。基本的には、公益社団法人日本下水道協会様が発刊しております、「下水道使用料算定の基本的考え方」に基づきまして、私どもの方も算定作業を実施しております。まず最初に、使用料対象経費を算定することから始まります。左側の矢印になります。その後、その算定が終わりますと、使用料体系、例えば基本料金をどうするかとか、基本水量という10m<sup>3</sup>未満は従量料金を課さない制度がありますけれども、そういったものを細かく考えていくという形になります。それでは順を追って説明いたしますが、まず、財政計画等の策定でございます。こちらのステップでは、右のポチ4つのことを検討いたします。まず、施設の整備計画としまして、15年間で146億円を見込んでおります。こちらについては、後ほど資料を詳しく説明をさせていただきます。続きまして、施設の管理計画というところで、令和5年度の管理状況等を基に、必要な消費者物価指数に基づく、つまり値上がり分ですね、それを反映して経費を見込む形になります。続いて、職員の配置計画ですが、現在、課長補佐以上も含めて、10人体制で業務を行っておりますので、ここは維持をさせていただきたいと考えております。最後に、排水需要の予測というところで、社人研という人口減少率、人口推計を行っているものがありますけれども、そちらの人口減少率をもとに、時系列分析という、より詳しい、排水量区分ごとの減り幅がどうか、上り幅がどうかという細かい専門的な分析があるのですが、そちらを組み合わせることによって、より精度の高い推計を行っております。このあたりは、次回請け負った業者が説明をさせていただきます。

続きまして、②番のステップになります。算定期間の設定というところで、これは3から5年が標準期間となっておりますところですが、私どもとしましては、下水道事業経営戦略の期間に合わせたいということと、水道料金改定も4年間としておるところから、4年ということで設定をさせていただきたいと思っております。

続いて③番、収支見積に基づく使用料改定の必要性の確認というステップになります。こちらでは、収入の見積や支出の推計などを行った上で、収支状況がどうかということをざっくり確認をいたしますけれども、下水道事業会計におきましては、地方公営企業化した令和2年度以降、収支赤字が継続をしております、赤字補填を繰り入れながらの経営となっております。今後の

見込みも厳しいものとなっておりますことから、改定に関する検討は必要だよねという形になります。

ここまでのステップは、ある程度必然的に推計等を行うと決まってくるものですが、その次の④番の使用料対象経費の算定、ここが、この後説明させていただきますが、ある程度一定の判断を要する部分になります。算定期間中の管理・運営経費と収入が見込める公費などをもとに、使用料の対象とする経費、使用料で賄うべき経費をこのステップで決めていくということになります。後ほど詳しい部分を説明します。最後に⑤番、収支過不足の確認というステップになりますが、今までの作業の中から、収支過不足額が当然はっきりしてまいりますので、それにより必要な改定率の目安というの、おのずと算出されてくるということになります。

これ以降の使用料体系の設定のステップに関しましては、事務局の方で公平性を最優先に検討させていただく部分となりますが、検討に当たりましては、当然審議会の皆さまの意見等も取り入れさせていただきたいということから、審議会の進捗具合にもよりますけれども、現時点での使用料体系の課題ですとかポイントについて、次回以降資料をお示しした中で意見を頂戴したいと考えております。資料3の説明は以上です。

《会長》

はい、ご説明ありがとうございました。今ほどの事務局からの説明についてご質問等ございませんでしょうか。事務局がマイクをお持ちしますので、挙手をお願いいたします。

《D委員》

対象経費の算定というのは、我々は確かに理解が非常に難しいところであるんですが、ひとつピンとこないのが、設備計画で15年間で146億円というのがあって、この辺が算定期間が4年で設備計画が15年と明らかに年数が違うんですけれども、そういうものだという考え方をするのか、何かこういう考え方をするんですよ、というのがもしあれば教えていただきたいと思いません。

《事務局》

はい、質問ありがとうございます。料金算定期間が4年ですので、ご指摘のとおり、4年分の整備計画が分かれば最低限良いということになりますが、本市では、もっと将来的なビジョンを持って整備を進めていくためのストックマネジメント計画といったものを整備しておりまして、その中では、具体的に言いますと、処理場の更新がかなり必要な時期になっておりまして、処理場の更新が一段落する15年ぐらいまでの整備費用といいますか、それがかなり精緻なものが出ておりますので、その先になりますとかなりアバウトな試算しかできておらないというところで、

できるだけ正確な数字をもってお示しできる最大限というところが15年間です。そのうち、4年間でどれだけかかるから下水道使用料をどうしましょうという話になるのがその次ということで、大きな枠としては15年間、数字をこちら持っていますよと、そういうお話になります。

《会長》

そのほかいかがでしょうか。

すみませんがE委員様、もし何か補足とか、何らかの点がありましたらお願いしたいですけれども。

《E委員》

この時点で何か申し上げることってというのは、あまり無いかもしれないんですけども、先ほどC委員がおっしゃられたとおり、なかなか皆さん、理解しにくいパートだと思いますので、できるだけ事務局の方で分かりやすい資料作りにお心掛けていただければと思います。あともう1点だけなんですけども、例えば①番の排水需要の予測ということで、今後どれだけ汚水が排出されるかというのは、水量を見込んで、どれくらい使用料収入が入ってくるかというのはまず見込むのですけれども、あまり過大な見込みにならないような試算をぜひお願いしたいと思います。絵に書いた餅ではなくて、ぜひ現実的な数字ではじいていただければと思います。私からは以上です。

《事務局》

ご意見ありがとうございました。そのとおりに努めたいと思います。よろしくお願いします。

《会長》

はい、ありがとうございます。事務局の方で今のE委員様のご意見を踏まえて、より現実的にという形で数字などを精査していただければと思います。よろしくお願いします。

その他いかがでしょうか。特に無いようですので、議事を進めたいと思います。

### (3) 下水道使用料の在り方に関する基準等について

《会長》

次に事務局から、(3) 下水道使用料の在り方に関する基準等について説明をお願いいたします。

## 《事務局》

資料4をお手元にご用意お願いいたします。こちらの方は、先ほど使用料のマニュアル的な手順に沿った説明になりましたけれども、そもそも国の基準などで、下水道使用料ってどうあるべきなのかというのを当然国の方で決めておりますので、その総則的な説明をこの段階でさせていただきたいと思っております。先ほど言いました、使用料で賄う範囲をどこに設定すべきかというようなところにつながる説明になりますので、そういう観点でお聞きいただければと思います。まず、緑色の部分がこの資料で言いたいことになります。読み上げますが、下水道事業に必要な経費は経営に伴う収入のみをもって充てることが原則です。ということで、いわゆる独立採算ということが謳われておまして、ただし、というところで※印なんです、他の公営企業ですね、例えば病院事業とか公営企業いっぱいあるんですが、そういった事業については例外規定というのが規定されておるんですが、下水道事業に関してはその例外規定が法律上ないんですね。そのことを言いたくて以下説明をさせていただきます。まず、地方財政法第6条の要点ということで、黄色い部分を読み上げますが、公営企業の経費は当該企業の経営に伴う収入をもってこれに充てなければならない。まず、この法律で規定がされております。ただし、その①番に、性質上公営企業の～で適当でない経費というもの、あと②番、公営企業の性質上の能率的な～で客観的に困難であると認められる経費、これは除いていいよという書きぶりになっております。その下の地方公営企業法第17条の2をご覧ください。

この規程では今ほどの①番と②番の経費を読みましたが、ここでも規定されておまして、これらの経費は下水道の利用者ではなくて一般会計が負担するんだよという経費区分について、ここで規定されておるということです。じゃあ、この①番とか②番とかの経費って何なんですかということで、ひとつ飛ばして最後の黒四角になります、地方公営企業法施行令第8条の5というところにですね、これらの経費が列記されているんですね。見ていただいたとおり、水道事業、工業用水道事業、病院事業、それから軌道事業についてはここに記載がありますが、下水道事業の記載がないということになりますので、つまるところ、下水道事業の経費は基本的に使用料で賄うという法律の立て付けになっておるというのがこのページになります。とは言っても、ということで裏面をお願いします。

大原則は先ほど言いました、全部使用料で賄うんだよということでありますけれども、そのこの部分の経過措置的な考え方が国の方で取りまとまっております、これが緑色の部分がまとめになります、下水道事業の維持管理費は全額使用料の対象とする一方、資本費、減価償却費等にかかる分は過渡的に限定することができます。

ただ、その限定するにあたっては、国等の公費の前提条件となります目標水準に留意して、その限定を行いなさいと。そういうまとめになっております。以下、説明をさせていただきます。

一つ目の黒四角ですが、下水道使用料に対する考え方ということで、下水道財政研究委員会という、まあ昭和60年はちょっと古いんですけど、これがまだ現役の考え方になっています。黄色いところを読みますが、維持管理費は全額を対象とすること、資本費は事情がある場合は過渡的に使用料の対象とする範囲を限定することができること、ここで提言のほうがされておるということです。続いて、下水道使用料の水準に関する国の方針ということで、一つ目、今後の下水道財政の在り方に関する研究会、総務省の要点ということで、月20㎡の使用量に対して3,000円を最低のラインとして、適正化を図ってねという提言があります。この月20㎡というのは、だいたい4人世帯の一般的な世帯が1月当たりに使う、排水する量という考え方でございまして、十日町市はどうかということで、星印で書いてありますが、3,050円、使用料単価も150円と言われているところが171円ということで、一応これを上回る使用料設定になっておるというところなんです。続きまして2番、下水道財政の在り方に関する研究会ということで、これも総務省になりますが、月3,000円という水準は、経費回収率や住民負担の状況を総合的に勘案しつつ検討が必要と、地方財政措置の前提条件となっているので注意してねということで、ここで経費回収率という指標にスポットが当たることになっています。3番目、下水道事業の収支構造適正化に向けた取組推進についての留意事項ということで、これが国の補助金の一つであります社会資本整備総合交付金、いわゆる社総交と我々は呼んでおりますけれども、そちらの補助金の重点配分の条件として令和2年に示されたものです。その中では、使用料単価150円未満はダメ、経費回収率80%未満もダメということで、こちらの社総交と呼ばれる補助金を非常に我々当てにしている部分のございまして、これをもらえないということになりますと、経営に致命的な打撃が加わるというところで、当然ながら経費回収率80%というところにこだわる必要がどうしても出てくるというような状況になっております。まとめになります、独立採算を原則としつつも最低限の水準を示すことで、住民負担の一定の経過措置的な配慮を国の方も想定していると、ただ、一定の配慮の設定に当たっては最低の目標ラインに注意してねと、目標を達成しない場合は財政措置への悪影響が生じるよというのが国の二次的な考え方になります。配慮の程度を検討する指標としては、繰り返しになりますが、使用料単価や経費回収率といった指標が使われ、スポットが当たり始めているということでございます。次回以降の審議会で、完全な独立採算を図る場合の改定率としては、このぐらいが必要ですよというお話を当然資料としてはさせていただくこととなりますけれども、今ほどの経費回収率の基準を満たす中での住民負担の方へ配慮したパターンなども試算をしまして、審議の材料とさせていただきたいと思っております。難解な説明で大変恐縮ですが、資料4は以上です。

《会長》

はい、ご説明ありがとうございました。今ほどの事務局からの説明について、ご質問やご意見いかがでしょうか。

《F委員》

十日町市は一月 20 m<sup>3</sup>で 3,050 円ということですが、これぐらいの料金というのは、例えば県内の他の市町村と比較して、どのレベルにあるのか、ご存知でしたら教えてください。

《事務局》

はい、ご質問ありがとうございます。3,050 円というのは消費税抜きの話です。実際は消費税込みの値段で頂戴しておるとい部分がありますけれども、県内の順位であります、20 市中 11 番目、現状ですね、これが令和 6 年 11 月 30 日現在でございますので、他自治体も使用料改定を進めている自治体もあるかと思いますが、昨年の 11 月末現在で 11 番目ということで、ほぼ真ん中というような形でございます。

《G委員》

今ほど F 委員から使用料のお話がありましたけれども、もう一つの大きな指針の経費回収率なんですけれども、十日町市は現状ではざっくりでいいんですけれども、どのくらいでしょうか。

《事務局》

はい、説明不足で失礼しました。現状令和 6 年度は 81.8%ということになってございます。ただ令和 12 年度も算定をしております、このまま何もしないでいくと 64.3%になるということで、現状は 80%をクリアしますが、その先はダメよという状態でございます。ちなみに全国平均が約 95%とかそのぐらいの状況でございます。

《会長》

はい、その他いかがでしょうか。特に無いようですので、記事を進めたいと思います。

(4) 下水道事業収支状況（イメージ図）について

《会長》

次に事務局から（4）下水道事業収支状況について説明をお願いします。

## 《事務局》

資料 5-1 と 5-2 の説明をさせていただきます。資料 5-1 と 5-2 をご覧ください。下水道事業収支状況のイメージ図について説明いたします。細かい経営分析の内容については次回以降、また詳しくご説明させていただきたいと思っておりますので、今日はざっくりとしたイメージだけ持っていればと思います。こちら 5-1 が令和 6 年度、5-2 が令和 12 年度のそれぞれの収支のイメージ図となっております。それではまず資料 5-1、令和 6 年度の決算値のイメージ図をご覧ください。先ほど資料 4 の説明でも触れられたとおり、見ていただきたいポイントが 2 つありまして、1 つ目として維持管理費を下水道使用料で賄えているか、2 つ目として独立採算となっているかという 2 点を見ていただければと思います。それではまず図の見方なんですけども、公営企業会計では左側の主に営業活動の財布である 3 条収益的収支と、右側の建設改良費や企業債償還金などの投資的な財布である 4 条資本的収支という 2 つの財布があります。収入支出のそれぞれの項目の積み上げで表示してあります。細かい項目の内容については、今回は割愛させていただきます。見ていただきたいところに絞って説明をさせていただきますが、まず左側 3 条収益的収支をご覧ください。3 条については青塗りで示してありますが、維持管理費部分と資本費部分に分けて考えます。維持管理費については人件費、修繕費、あと動力費は電気代のことで、そして委託費などといった経費で構成されています。資本費は減価償却費や支払利息で構成されています。それでは黄色いところ。下水道使用料が 7.8 億円に対して、すぐ右隣の維持管理費、太字で書いてある金額が 7.2 億円ということで、維持管理費については下水道使用料で賄われているということが分かります。しかし次に図の赤いところ。3 条と 4 条ともに赤色部分が支出に対して収入が不足している部分となっております。3 条だと 0.1 億円、4 条だと 3.2 億円が収入不足ということで、独立採算が達成できていないということが分かります。最後に一番下の黒丸 2 つです。令和 6 年の決算のまとめになりますが、まず維持管理費 7.2 億円については、下水道使用料 7.8 億円で賄えています。しかし 3 条収支の資本費の一部 0.1 億円と、4 条資本的収支の補填分 3.2 億円の合計 3.3 億円が不足しているという状況です。

ただ次に赤字で書いてありますが、実際は赤字補填、これは一般会計からの基準外の繰入金となりますが、これを 3.3 億円繰り入れることで補填を実際はしています。これによって実際の決算では赤字状態であったり、資金不足の状態とはなっていないというふうになっています。いずれにせよ独立採算とは言えない状況になっています。それでは次に資料 5-2、令和 12 年度推計値のイメージ図をご覧ください。

こちらはこれからご審議いただく算定期間の一番最後の令和 12 年度はどうなんだというところを見ていただければと思います。まず前提としてこのまま使用料改定をしなかったらどうなるかというシミュレーションになっています。それでは先ほどと同様にまず左側、3 条収益的収支を

ご覧ください。黄色いところですが、下水道使用料が7億円に対して、隣の維持管理費が8.1億円ということで、維持管理費ですら下水道使用料で賄えていない状況となっています。

さらに図の赤色の部分の収入不足ですが、3条については今ほど維持管理費ですら賄えていない金額1.1億円に加えて、資本費の部分でも一番上ですね、書いてある0.4億円が不足額となっております。さらに4条だと1.0億円ということで、令和12年度においても独立採算が達成できないということがわかります。まとめとして一番下の黒丸2つですが、まず維持管理費8.1億円を下水道使用料7億円で賄えていません。これがまず1.1億円の不足です。さらに3条収支の資本費の一部0.4億円と、4条資本的収支の補填分1億円が不足しているという状況です。

したがって赤字で書いてあるとおり、合計で2.5億円の収入不足の補填が必要ということで、やはり何もしないままであると独立採算はいつまでも達成できないということがわかりますし、それにもまして、維持管理費の全額を使用料で賄うという原則に触れてしまうという状況にもなってしまうということです。

以上で資料5-1、5-2、下水道事業の収支状況についての説明を終わります。

#### 《事務局》

事務局から脇に入って申し訳ないんですが、5-2の補足という形で繰り返しの部分になりますけれども、5-2の維持管理費の収入不足分1.1億円ですね、これは繰り返しになりますが、維持管理費は全部少なくとも使用料で賄いなさいよという国のルール基準のまとめがありますが、そこに達成してないと言えます。したがって、経営を行う我々事務局としては、この1.1億円分は少なくとも何かしらの対応が必要だという状況になっております。資本費の方は先ほど資料4の説明であった通り、経過措置的な配慮の中で、ある程度何とかできる部分はあるんですが、この維持管理費の1.1億円についてはどうにもならないというところが現状、ということで補足をさせていただきます。

#### 《会長》

ご質問などいかがでしょうか。

#### 《H委員》

下水道使用料というのは、もちろん人口減少も反映されていると思いますけれども、1人当たりの下水道使用料などについては同じと仮定しているのでしょうか、それとも変えたりしてあるのでしょうか。そのあたりの前提がもしお分かりでしたら教えてください。

《事務局》

基本的には1人当たりが使う量というのは、同じという形で考えております。水道料金改定に伴いまして、皆さん、節水志向みたいなものがあつたところではありますが、あまり多くの数字の水道料金改定前後の乖離ではなかったものですから、基本的には下水道使用料については1人当たりは同じくらいずつ使っただけというシミュレーションになっています。

《会長》

その他いかがでしょうか。それでは、特に無いようですので、次に移りたいと思います。

(5) 今後の改良・更新事業について

《会長》

次に事務局から、(5) 今後の改良・更新事業について説明をお願いいたします。

《事務局》

資料6をご覧ください。十日町市下水道施設改良費の概要につきまして説明させていただきます。

こちら算出期間としましては、15年間ということで、令和8年度から令和22年度まで、特に処理場の更新が一通り完了するまでの期間ということで、現実的に費用の算定を行える部分ということで、計画と事業費等を記載しております。なお、15年間で予定している総事業費は、記載してありますとおり146億2,700万円であり、年間平均しますと9億7,500万円となるものです。まずはじめに1、施設分としまして、(1) 公共下水道事業として今後、15年間で総事業費61億1,100万円をかけ、十日町市下水処理センターの各種改築を進めるものであります。十日町市下水処理センターは、昭和58年に供用開始しまして41年が経過しております。設備の多くは更新が遅延しており、経年劣化に伴う故障により修繕費・維持管理費の負担増が課題となっております。平成30年に策定した十日町市ストックマネジメント計画により、点検調査に基づく設備の健全度評価を行った上で、緊急性の高い設備から改築を図っているところですが、現在、汚泥処理設備の改築を進めており、今後、水処理設備の改築に順次移っていく予定としております。改築更新事業として、令和22年度までに総事業費53億7,900万円を見込んでおります。続いて、イトウにつきまして説明いたします。近年、激甚化する大規模災害に対応できる施設とするため、耐震化と耐水化を実施するものです。まず、耐震化事業ですが、十日町市下水処理センターは管理棟を除き、耐震化が図られていない状況であるため、設備の更新に合わせた建物の耐震化を実施することとしており、令和13年度までに5億円を見込んでおります。ウ耐水化事業

ですが、平成 30 年に策定した十日町市耐水化計画において計画規模の降雨が振った際に、洪水浸水想定区域内に該当することから浸水が生じても機能確保を図るため、止水ゲート等の整備を行うものであり、令和 16 年までに総事業費 2 億 3,200 万円を見込んでおります。続きまして、

(2) 特定環境保全公共下水道事業の説明をいたします。こちら今後 15 年間で総事業費 37 億 1,600 万円をかけ、中里・松代・松之山浄化センターの各種改築を進めるものです。十日町市下水処理センターと同様、ストックマネジメント計画に基づく点検調査を踏まえた改築を行うこととしており、中里・松之山浄化センターにおいては、耐震化が図られていないことから、設備改築と一体となって耐震化を図ることとしております。改築にあたっては、十日町市下水処理センターの改築を優先としつつ、順次各浄化センターの大規模改築に着手する予定としており、各センターに記載の事業期間、総事業費を見込んでおります。その他、2 ページ目 3 項目を説明します。川西汚水中継ポンプ場耐震化事業としまして、令和 12 年度までに総事業費 4,500 万円を見込んでおります。続きましてキ、下条地区広域化・共同化事業（特環接続）ですが、処理施設の集約による維持管理費削減を目指し、農業集落排水事業で整備しました下条地区を特定環境保全公共下水道区域に接続するための管渠整備を行うものであります。令和 12 年度に一部供用を開始し、令和 11 年度完了を目指し、総事業費 4 億 3,500 万円を見込んでおります。なお、既に着手している鏡島地区につきましては、本年度に完了し、供用を開始する予定であります。続いて、

(3) 農業集落排水事業についてですが、特定環境保全公共下水道区域への接続が難しく今後も維持管理を行うこととしている木落川辺・三箇・仙田・室野処理区の 4 クリーンセンターの設備改築を順次行うこととしており、令和 22 年度までに総事業費 15 億 900 万円を見込んでおります。

次に、(4) 特定地域生活排水事業についてですが、合併処理浄化槽整備区域において、過去、いわゆる下水道が整備されていない地域なんですけれども、そちらの市設置型浄化層を整備するものです。近年の設置数を参考に、令和 22 年度までに総事業費 3 億円を見込んでおります。

最後に、2、管渠分（修繕・改修）について説明します。処理場と同様、ストックマネジメント計画に基づく点検調査に基づいて、劣化が認められるマンホール蓋やポンプ場、管渠の修繕・改築を図っていくものです。管渠設備の法定耐用年数は 50 年ではありますが、当市では耐用年数を超過したものはなく、点検調査においても比較的健全であることから、直近では大規模な改築の予定はありません。他自治体での陥没事故などの事例もあることから定期的な点検調査を実施し、都度修繕・改築を図るため、今後 15 年間の総事業費は 29 億 9,100 万円を見込んでおります。以上で資料 6 の説明を終わります。

《事務局》

補足の方をさせていただきたいと思いますが、今ほどの説明につきましては、寿命が来たから更新していくという事業の更新費用も当然ありますし、激甚化している地震等の災害に対応していく部分、耐震化などを含めて、環境の変化に伴ってしていかなければいけない工事の部分もございいます。さらに、例えば（２）のキ、下条地区広域化・共同化事業につきましては、今、農業集落排水事業として存在している下条地区を特環区域に接続して、農業集落排水事業の部分のカットしていこう、要するに、経営の効率化を狙った事業でもありますので、更新・寿命が来たから更新というのも当然あるし、経営効率化を狙った事業も当然していくという事でございますので、補足の方をさせていただきます。

《会長》

今ほどの事務局からの説明について、ご質問やご意見いかがでしょうか。

《Ⅰ委員》

先ほどちょっと聞き漏らしたのかもしれないんですが、（２）番の特定環境保全公共下水道事業で、中里とか松之山の浄化センターは、改築更新事業に伴い耐震化事業も一緒にやっているんですけれども、松代の浄化センターだけは、改築更新事業だけで耐震化がないんですが、この辺について教えていただければと思います。

《事務局》

松代の浄化センターということで、こちらの方なんですけれども、平成７年度事業認可、供用が平成１２年ということで、この時には、この建物につきましては、もう耐震化をした計画ということで建築しておりますので、それで松代地区が入っていないということでもあります。

《Ⅱ委員》

やはり全体の中でも、十日町市下水処理センターの改築更新事業の金額がかなり高くなっていますけれども、これはある程度、今後人口減少を踏まえたダウンサイジングも含めた上での費用ということでしょうか。そのあたり、計画的にはどのようにされているか教えてください。

《事務局》

今お話のあった通りでありまして、当初計画していた人口と汚水の処理水量に対して、現状の人口減少等で非常に処理水量が減っております。そういうことから今後の更新につきましては、ダウンサイジングも当然見越した中で計画をしております。計画年度としては、先ほどお話しし

ました通り、令和 22 年度までに十日町の下水処理センターの方は改築を進めていきたいということで、年次の計画を立てて今進めておるところであります。

《J 委員》

場合によっては、総事業費がこれよりもさらに下がるということもないわけではないということでもよろしいでしょうか。

《事務局》

はい、現状としてはこの事業費で、ということもあるんですけども、最近の物価高騰とか、労務単価の上昇とか色々ございまして、ある程度余裕を持った事業費ということになっておりますので大丈夫かと思っておりますけれども、そういった形で事業費内で収まるのではないかとということで計画しております。

《J 委員》

はい、わかりました。確かに最近の工費の上昇が非常に大きいものですので、確かに不確定な要素もあると思っておりますけれども、処理水量の減少ということもあって、総合的にほぼこの程度くらいだということで、見込まれたということでもよろしいわけですね。

《事務局》

はい、総括的に補足をさせていただきたいのですが、今回の料金改定のあり方について諮問させていただいたわけですが、まずその大前提として私どもの方が支出する部分をきちんとスリム化できないといけないというのが大前提にあると思っております。今ほどのこれからのこの下水道施設の改良費の全体の中で、人口減少を見越した施設のスリム化をやっていかなければいけないので、施設のダウンサイジング化はもちろんのこと、先ほどの農業集落排水設備を特環下水道への接続というところにつきましては、まず元々が国土交通省と農林水産省でそれぞれ別々の事業があって、農業集落排水設備というのを整備していかなければいけなかったもので、それぞれの下水処理施設を持たなければならなかった状況でございます。ただ、いつまでもその施設を維持していくというのが難しいですので、特環下水道の方に接続をすることによって、農業集落の施設を更新しなくていいよ、余計のお金をかけないように、接続していくというのが一つの経営のスリム化だと思いますので、そういったことを総括的にきちんとやっていながら、料金改定の諮問の中でご審議いただければと考えております。よろしくお願いいたします。

《会長》

はい、J 委員ありがとうございました。様々な経費削減の努力をされた上で、その上で審議を行っていただきたいということですね。

《K委員》

やはり、上下水道というものは、住民にとって非常に大切なところですので、この審議会によって十分検討して、前向きに進めていかなければいけないと痛感しております。これからまた何回も審議会があると思うんですけれども、先ほどから私たちに分かるような数字で資料を提案してくれるということで、また次回から一生懸命みんなで審議したいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

《会長》

はい、ご意見ありがとうございました。その他いかがでしょうか。

《L委員》

6の資料で、書いてある通りなんですけれども、年間約10億の事業費、事業費の額の多さもさることながらなんですけど、説明いただいたように施設も結構多くあるということで、これを資料3の方に書かれている職員の配置計画に関連するんですけれども、これは10人で維持をしていきたいという考え方で示されているわけなんですけど、果たして本当に額もさることながら一人で担当しなくちゃいけない業務の多さなどにも関係してくるので、特に工事という形になってきますと、ハード系の職員の方が実際何人いるのか、そこでもすごく気になる場所なので、10人で維持というのが今のところどういう形で考えていらっしゃるのかというところを少し聞きたいです。

《事務局》

はい、ご質問ありがとうございます。10人というのは現時点での職員数ですが、これを少なくとも維持したいということで、なかなか現時点での職員数でも業務の方がかなり正直言うときつという現状がございます。ただ、外部委託といいますでしょうか、例えば料金徴収業務、下水道使用料も当然あるわけなんですけれども、そういったものを外に出して、職員の手間の軽減、経費の軽減というところを図っておるところもございますし、市役所全体の職員計画みたいな部分もありますので、ここは、私どもも歯を食いしばってではないですけども、10人を維持した中で業務の方を進めてまいりたいという形で、とりあえず10人分を現状維持ということで、計画を立てさせていただきたいと思っております。

《M委員》

下水道料金が累進制ということもございしますが、企業で独自の浄化槽を持っているところと、下水道に直接つないでいるところと、企業によっては2つのパターンがあるかと思います。最近の、例えば新しく工場を作るとか事業を始める方で、独自の浄化槽を設置するような事業者が多

いのか、あるいは下水道につながる事業者が多いのか、その辺の傾向というか分析みたいなものはされているのでしょうか。工業団地の皆さんは、私のイメージ的には、共同の浄化槽を持っているのかなという、そんな頭があるのですが、次回以降でも結構なんですけれども、お聞かせいただければと思います。

《事務局》

はい、ありがとうございます。細かいところは次回の宿題とさせていただくとしまして、主観の部分ですけれども、下水道の区域内につきましては、当然事業者様が進出なさるとか、新しく工場を建てられると、そういったところには下水道管を接続していただいております。また、下水道の区域外という部分になりますと、そこは浄化槽でご対応いただいている部分も中にはございますが、ほとんどの場合が、下水道の区域内に工場を建てられるパターンが多いですので、必然的に下水道本管への接続をなさっていただいているのかなというふうな主観を持っています。細かいところは次回、宿題として回答させていただきたいと思います。

《N委員》

改良費が非常に高額な数字が出ているのですが、もちろんしっかり改良してもらいたいのですが、耐震化だったり耐水化だったりというのは、今は耐震化されていないものをするという意味なのか、それとも、老朽化に対してするという意味なのかということを知りたいところですね。改築、改修事業というのは先ほど話に出ていましたが、何を目的とした改築なのかというのは、金額がかなり大きいので、内容を少し知りたいなというのがありますが、これは今後の話でも結構ですので教えてください。

《事務局》

耐震化について、今の耐震基準に満たしていないものについてはしっかりと激甚災害にも耐えられるように耐震化していきましょうというような部分になりまして、改築と更新という部分につきましては、施設の建物というよりも、中の設備ですね、下水を処理していく中で、例えば汚泥を脱水するとか、攪拌するとかいろんな機械設備を使っているんですが、その機械設備の耐用年数が大体もうオーバーしているものが結構多いです。オーバーしながらも騙し騙し使っているような部分があるんですが、こういったものを更新していくというのが改築・更新事業になります。

なかなか馴染みが少ないものですから、具体的にどういった設備があるのかとか、そういったのがイメージが湧きにくいと思いますので、例えば次回以降ですね、写真ですとか、図や、どういう間取りで、どういう設備があるというのを分かりやすく見える化した資料をご用意させていただけたらと思います。

《会長》

そうですね、写真とか図面などである程度具体的に示されていただければ非常にわかりやすいと思いますので、是非お願いしたいと思います。

その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは特に無いようですので、以上を持ちまして本日の審議は終了することにします。

これにて議長の役を解かせていただきます。以降の進行は事務局にお返しいたします。

《事務局》

会長、大変ありがとうございました。また委員の皆さまも長時間お疲れ様でした。

## 7 その他

《事務局》

次回の開催について若干触れさせていただきます。第2回目の開催については、既にご案内の通り変更ございません。8月5日火曜日に開催をさせていただきます。時間会場については今日と同じでございます。その第2回においては、今ほど宿題があった部分もありますので、そのこの回答、それから財政シミュレーションの詳細及び、改定する場合の改定率の案みたいなものをお示ししまして、その中でご審議いただきたいと考えております。資料は今回と同様に事前送付させていただきますので、よろしく願いいたします。その他の報告は以上となります。全体を通してでも結構ですので、何かございましたらご意見等をお願いいたします。それでは特に無いようですので、7その他は以上とさせていただきます。

## 8 閉会

《事務局》

以上をもちまして、令和7年度第1回審議会を終了させていただきます。長時間、大変お疲れ様でした。お足元にお気をつけてお帰りください。ありがとうございました。